



# まなびや



この測量舎通信「まなびや」は当社の社員向けに発行しているものです。

第61号 平成25年1月31日  
発行：株式会社 測量舎  
〒130-0021  
東京都墨田区緑1-24-5 4F  
TEL：03(3846)1437・4428  
FAX：03(3846)1416  
E-mail：tokyo@sokuryousha.jp  
URL：http://www.sokuryousha.jp

## <今月のことば>

自分が成長するには  
自己革新しかない。



## <「お陰さま」 by 高橋一雄 > 第109話 目的と目標

当社では昨年末に全員に、今年の目標を立てて頂きました。中には目標と目的とが区別されていないと思われるようなものもあります。

目的と目標の違いは、簡単に言うと「何のために」が目的で「何をいつまでに」が目標です。

今年の目標ですから期限は12月31日までとなります。目標には期限があることを忘れてはいけません。期限の無い目標は夢と言います。目標を立てたら次に、目標を達成するために何をしなければいけないのかを、具体的にしていかなければ目標は達成されません。逆に言うと、初めから達成できないようなものは、目標ではなく夢です。例えば「あの日にもどりたい」などです。

また目標を立てるためには目的が無ければいけません。目標は目的に向かう通過点なのです。目標が目的になってしまうと、目標を達成したところで、その先が無くなってしまいます。

当社を面接に来た人に目標を聞くと、「土地家屋調査士試験に合格することです」と答える人がいます。「何のために土地家屋調査士になりたいのですか?」「土地家屋調査士になって何がしたいのですか?」と質問して答えられる人はほとんどいません。目標が目的になってしまっているから答えられないのです。

皆さんの今年の目標は、目的や夢になっていませんか?

平成25年1月

\*バックナンバーは弊社ホームページ  
「測量舎通信」をご覧ください。

## ～・～・～ 1月の出来事 ～・～・～

### <個人別売上・入金順位>

売上トップ 原口さん

入金トップ 加藤さん

社長より報奨金が贈られます。



### <トップ賞>

月間MVP 三浦さん

ポイント賞 谷山さん

社長より報奨金が贈られます。

### <早朝勉強会>

7日(月)、21日(月)、28日(月)の午前7:45～8:30に早朝勉強会が開催されました。テーマは「経営計画書の解説」です。

10日(木)、17日(木)、24日(木)、31日(木)の午前7:45～8:30に早朝勉強会が開催されました。テーマは「測量作業手順の解説」です。

### <第21回測量舎道場> (全員強制参加)

19日(土)16:00より、第21回測量舎道場が行われました。講師に株式会社ハート財産パートナーズ 代表取締役 林弘明先生をお招きしました。テーマは「建物耐震化について」でした。貴重なお話しを聞かせていただき、たいへん勉強になりました。

### <コラム掲載のお知らせ>

高橋さんが三井不動産レッツ様のホームページにてコラムを連載しております。みなさん、是非ご覧下さい。

<http://www.mitsuifudosan.co.jp/lets/index.html>



### <編集後記> 白井 綾佳

2013年が始まりました。インフルエンザやノロウイルスなど沢山の病気が流行っています。新年早々、寝込まないようにみなさん気をつけましょう。







<今月の社員> 白井 綾佳



今月の社員を担当する白井です。1月発行の号なので、お正月のことについて書かせていただこうかと思います。

毎年お正月は主人の実家と私の実家と両方に行ってお正月の挨拶をしていたのですが、今年は主人の仕事が忙しかったため自分達の家で過ごすことにしました。せっかくだからと思い、今回は年越しそばとお節料理を準備しました。

12月31日は主人が仕事だったので1人でコツコツと料理をして年越しと新年の準備を試みました。お節料理はネットで色々調べながら作ったり、買ったりしました。正直、今まではお節に入っているお料理の1つ1つの意味など気にしていなかったのですが・・・今年のお節はちゃんと意味を理解して食べてみました。すべてのお料理にきちんと意味があったのだと気づき、来年のお正月はもう少しきちんとお節を作ってみたいなと思いました。

お正月に実家に帰れなかったのが、家族に新年のご挨拶をするために1月12日～14日の三連休を使って主人の実家に行ってきました。12日に出発して、14日に帰ってくるという日程です。14日・・・そうです！！大雪が降った日です。主人の実家から帰ってくるには東名高速を使うのですが、普段なら3時間半くらいで自分の家に到着します。14日は大渋滞でまったく車が動かず、12時間かけて帰ってきました。唯一の救いだったのが、去年の12月上旬に車のタイヤをスタッドレスに履き替えるかどうかをすごく悩んだ結果、スタッドレスに履き替えておいたことです。でも、結構滑りましたが……。もうあんな渋滞には絶対にはまりたくないです(泣)。

～・～・～ 2月の予定 ～・～・～

<2月のお誕生日>

9日(土) 白井



<社長と面接>

・7日,14日,21日,28日  
18:15～18:45

<営業会議・異見会> (グループ長以上参加)

・1日(金)  
18:00～19:00 営業会議  
19:00～20:00 異見会  
3月は1日(金)18:00～です。

<社長と飲み会> (自由参加)

・5日(火) 19:00～21:00  
3月は5日(火)19:00～です。



<社内研修> (全員強制参加)

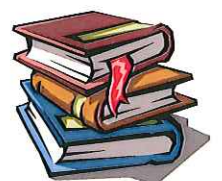
・4日(月)  
9:15～10:00 現場報告会  
10:00～10:45 月次決算報告会  
10:45～11:45 素直塾  
3月は4日(月)9:15～11:45  
現場報告会・月次決算報告会・素直塾です。

<特別社内研修> (全員強制参加)

16日(土)  
9:15～11:45 社内研修  
13:00～16:00 大掃除  
16:00～18:15 社内研修  
3月は20日(水)は9:15～社内研修・大掃除、16:00～測量舎道場です。

<早朝勉強会のお知らせ> (自由参加)

4日(月)、18日(月)、25日(月)の午前7:45～8:30です。テーマは「経営計画書の解説」です。  
7日(木)、14日(木)、21日(木)、28日(木)の午前7:45～8:30です。テーマは「測量作業手順の解説」です。





## <不動産登記Q&A> Vol.155

文責 清水孝男 (ADR認定土地家屋調査士)  
(測量士・基準点測量1級専門技術者)

Q 登記の申請人には  
誰がなれるのですか? (その2)



A 表示に関する登記を申請することができるのは、原則として

- ① 未登記の不動産については、**不動産の所有者**。
- ② 表示の登記だけがされている不動産については、**表題部に記載されている所有者**。
- ③ 権利の登記もされている不動産については、甲区に記載されている**所有権の登記名義人**。

となります。

また、申請人の債権者も申請人に**代位**して登記の申請をすることができます。

例えば、AがBからB所有の1筆の土地の一部を買い受けた場合に、Bが所有権移転登記に協力しないため、買主AはBを相手どって訴訟をおこし、「Bは所有権移転登記せよ」という判決を得たとします。この場合Bが分筆登記をしてくれなければ、Aはたとえ判決を得たとしても、そのままでは所有権移転登記をすることは出来ません。

これをそのままにしたのでは、Aはせっかく勝訴判決を得たにもかかわらず、所有権移転登記をすることができないこととなります。そこで、このような場合には、本来Bが申請すべき分筆の登記を、債権者であるAが代わって申請をすることができるとされています。これを**代位申請**と言います。

また、道路拡幅に伴う分筆登記なども、土地所有者に代位して市区町村長が申請することが可能です。

代位申請をする場合には、申請書に代位原因を証する書面を添付しなければなりません。代位原因証書として具体的なものは、裁判の判決正本、売買契約書、競売申立受理証明書などがあります。

しかし、共有者の一部の者に代位して共有土地の分筆登記を代位で申請することはできません。

